

○鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例

令和7年10月1日条例第10号

鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例をここに公布する。

鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鎌倉市の職場におけるハラスメントを防止し、及び排除することにより、市長等及び職員等一人一人が尊重され、健全で風通しの良い関係を構築し、快適に働くことができる職場環境及び品位のある公務の遂行を確保することで、市民からの信頼をより得られるような市政運営を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員等 鎌倉市に勤務する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

イ 市の各機関を役務の提供先とする派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

- (3) 職場 市長等及び職員等がその職務を遂行する場所（出張先その他市長等及び職員等が通常業務を遂行する場所以外で実質的に職場と同視すべき場所等を含む。）をいう。

- (4) ハラスメント 市長等及び職員等により行われる次に掲げるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員等の職場環境を害することをいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に

掲げるものをいう。

(ア) 職員等に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員等の職場環境が害されること。

a 妊娠したこと。

b 出産したこと。

c 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

d 不妊治療を受けること。

(イ) 職員等に対する妊娠、出産、育児、介護若しくは不妊治療に係る通院等に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員等の職場環境が害されること。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、職場において行われる業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動により、職員等に精神的若しくは肉体的苦痛を与え、又は職場環境を害することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントに起因して職員等の職場環境が害され、又は職員等に不利益が生じることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、職員等がその能力を十分発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに係る研修、相談及び調査等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントが行われた場合又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適正に講じなければならない。

(職員等を管理監督する立場にある者の責務)

第4条 職員等を管理監督する立場にある者は、良好な職場環境を確保するため、日常の勤務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが行われた場合又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適正に対処しなければならない。

(市長等及び職員等の責務)

第5条 市長等及び職員等は、職位及び職責にかかわらず、お互いの人格を尊重し、ハラスメントをしてはならない。

2 市長等及び職員等は、市民、市議会議員その他職務に従事する際に接することとなる者に対しても、ハラスメントをしてはならない。

(相談)

第6条 市長は、職員等から職場におけるハラスメントに関する相談を受け付けるため、市役所に相談窓口を設置する。

2 市長は、前項に定めるもののほか、市役所以外の場所に相談窓口を設置し、ハラスメントに関する相談を受ける者(以下「相談専門員」という。)を置く。

3 相談専門員は、相談事項について公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる者のうちから、市長が委嘱する。

4 職員等は、第1項に規定する相談窓口を所管する課の職員又は相談専門員(以下「相談専門員等」という。)に相談を行うことができる。

(調査)

第7条 相談専門員等は、前条第4項の相談について調査が必要であると認めるときは、前条第4項の規定により相談を行った職員等(以下「相談者」という。)の意向に配慮した上で、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。この場合において、相談者並びに関係する市長等及び職員等(以下「関係者」という。)の人権が不当に侵害されることのないようにしなければならない。

2 関係者は、調査に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。

(調査結果に対する措置等)

第8条 市長は、前条の調査により、ハラスメントの事実が確認された場合は、人事上の措置その他問題解決に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の調査により、市長等によるハラスメントの事実が確認された場合は、当該ハラスメントを行った市長等の氏名及び事案の概要を公表するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 市長等及び職員等は、相談者が相談を行ったこと又は関係者が調査に協力したことを理由として当該相談者又は当該関係者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第10条 相談専門員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、相談専門員等は、調査に必要がある場合その他の合理的な理由がある場合であって、相談者の同意があるときは、相談者が特定される情報を相談者が指定した者に提供することができる。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。